

地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行に 当たっては地方自治原則の堅持を求める意見書

政府は、「地方分権」を名目にした「三位一体の改革」によって地方財政を縮小し、しかも自治体には過去の「経済対策」による公共事業の地方債償還が重くのしかかり、平成 18 年度決算を見ると、とりわけ地方の自治体の財政状況が悪化し、住民福祉の増進を安定的に進める上で重大な困難をもたらしている。

第 166 回国会で成立した「財政健全化法」に基づいて制定される政省令や運用いかんによっては、国が直接、管理下において住民サービスの削減、住民負担の強化、自治体職員の削減と労働条件引き下げを強要する「早期健全化」団体、「財政再生」団体を続出させるおそれがある。その上新たに「自治体破綻法制」が導入されると、財政力が脆弱な自治体は低利の資金調達ができず、金融機関やファンドが自治体を管理するおそれも発生する。

ついては、真の地方分権を確立する自治体財政を確保するとともに、財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則を尊重していくよう、下記の事項を強く求める。

記

1. 「三位一体の改革」において、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、今日の地方財政危機をもたらしていることを踏まえ、安定的税源の自治体への移譲、財政保障機能と財政調整機能を保障した地方交付税の確保等により地方財政を抜本的に拡充すること。
2. 財政健全化法の施行（政省令の制定及び運用）に当たっては、自治体関係者の意見を尊重すること。自治体の自主性を重んじ、自治体の財政運営に対する国の関与を減らすこと。「早期健全化」「財政再生」自治体にあっても、住民自治、及び住民の基本的人権を保障する措置を講じること。
3. 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に基づく「早期健全化」「財政再生」対象の指標を定めるに当たっては、次のことを考慮すること。
 - (1) 住民の暮らしにかかわる企業会計や特別会計のうち、事業の性質上、やむを得ず生ずる赤字を考慮した基準であること。
 - (2) 起債を健全に償還することへの不当な評価や、必要な投資が不当に抑制されない基準であること。
 - (3) 将来負担比率については、職員全員が退職した場合の退職手当の全額を算入するなど、不当・過大な基準でないこと。
4. 地方債発行に対する国の保障をなくし、債務調整などを前提とした地方債「自由化」に転換するならば、とりわけ財政力の脆弱な自治体にとっては、住民福祉の増進という自治体の責務を果たせなくなるため、自治体の財源確保に対する国の保障制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

鳥取市議会議長 上杉栄一

内閣総理大臣 様
総務大臣